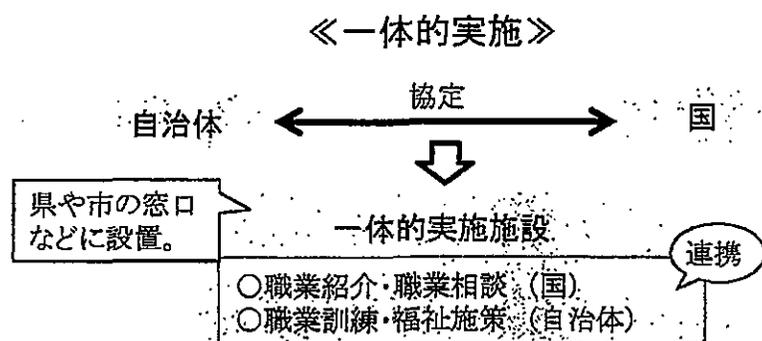


一体的実施の進捗状況等について

ハローワークと地方自治体の共同の取組みについて

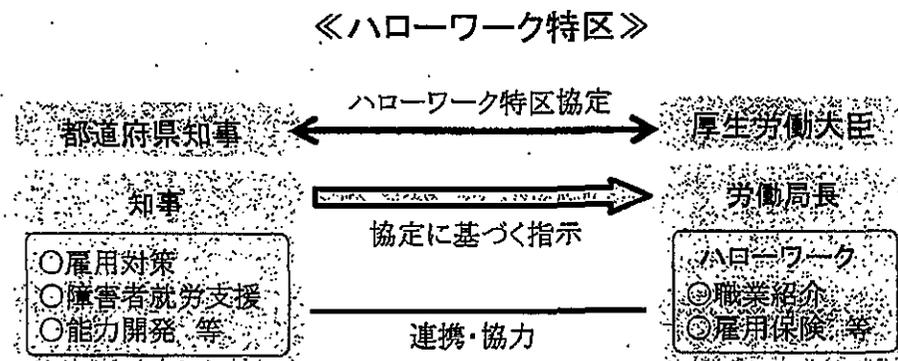
- 現在、ハローワークと地方自治体は、共同で『一体的実施』や『ハローワーク特区』に取り組んでいる。

一体的実施とハローワーク特区について



全国78箇所で開催中(平成25年2月1日時点)
(うち、生活保護受給者等を主な支援対象とする施設は26箇所)

- 11月30日に閣議決定された『地域主権推進大綱』に基づき、引き続きアクション・プラン(平成22年12月閣議決定)に基づく『一体的実施』や『ハローワーク特区』に取り組むこととしている。



平成24年10月より全国2箇所(埼玉県・佐賀県)で開始

⇒ こうした取組みの成果と課題を十分に検証した上で、ILO条約との整合性・保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等の問題に留意しつつ、権限委譲について検討することとされている。

一体的実施の進捗状況について

1. 提案のあった地方自治体

(H25.2.5現在)

都道府県;43 市区町村;60

2. 提案の状況

(1) 提案の実現に向け提案した地方自治体と厚生労働省とで直接協議を開始しているもの及び既に具体的に提案に沿った事業を開始したもの。(29道府県49市区町(四角囲みの自治体)は既に事業を実施。3県11市と直接協議中。)

都道府県(32道府県)(※提案の一部)

北海道、青森県★、岩手県、山形県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県★、石川県、山梨県★、長野県、岐阜県、静岡県★、愛知県★、滋賀県★、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県★、熊本県、大分県、沖縄県

市区町村(60市区町)

札幌市、函館市、旭川市、北見市、弘前市★、仙台市、さいたま市★、川崎市★、川口市★、秩父市★、所沢市★、鴻巣市★、志木市★、寄居町★、千葉市、新宿区、墨田区、品川区、中野区、杉並区、横浜市、川崎市、相模原市、綾瀬市、新潟市、北杜市、須坂市、岐阜市、大垣市、高山市、静岡市★、浜松市、富士市、名古屋市★、岡崎市★、豊田市★、大府市、湖南市★、野洲市、京都市、大阪市★、堺市、神戸市、西宮市、宝塚市、川西市、丹波市、江津市★、岡山市、倉敷市、井原市、総社市、瀬戸内市、広島市、北九州市、福岡市、久留米市、佐賀市、鳥栖市、熊本市

※上記の提案のうち「下線」の自治体(3県10市)は受諾通知を発出し、事業の実施に向けて準備中。

※実施済みのうち★の付いている自治体(7県16市町)においては、一体的実施に係る運営協議会に労使が参加または参加予定。

(2) (1)以外の提案

都道府県(43都道府県)(※(1)の対象となる29道府県の提案部分は除く)

市区町村(4市) 横浜市、川崎市、新潟市、浜松市

広島市と国の共同による住民のための雇用対策の推進に関する提案について

1 趣旨

本市は、昨年 10 月、政府の「アクション・プラン～国の出先機関の原則廃止に向けて～」に基づく提案を行い、本年 7 月 5 日、「アクション・プランに基づき広島市と広島労働局が雇用、福祉施策等を一体的に実施するための協定書」を締結した。これにより、全 8 区中 2 区において、福祉的支援を要する市民のうち現に生活保護を受給している方等を対象に就労支援窓口のスタートを切ることができたことは、本市の雇用施策として、大きな一歩になったと認識している。

ところで、こうした協定締結の背景となった本市の生活困窮者については、協定の締結に向け広島労働局と折衝を始めた当時と比べても、その数が増加してきており、現在の取組を継続するだけでは、事態の深刻化に歯止めをかけることは難しいことが分かってきた。

そこで、本年 7 月に広島労働局長との間で協定を締結したところではあるが、こうした事態の重大性に鑑みて、追加的な支援措置のあり方について、厚生労働大臣と基本的協定を結ぶことで、より機動的・弾力的な対応ができるよう提案をすることにしたものである。

なお、ハローワークについては、指定都市市長会の構成員として、法改正を含めた権限移譲を要請しているところであるが、「アクション・プラン」において、一体的実施を 3 年程度行い、その成果と課題を十分に検証した上で権限移譲について検討することとされている中で、昨今の政治状況を見てみると、権限移譲のための法律改正は容易には行い難いものと見込まれる。

しかしながら、現下の本市の生活困窮者への対応については、市民への支援の拡大という視点に立って、よりスピード感を持って取り組んでいくことが喫緊の課題となっている。そこで、指定都市市長会の構成員という立場を離れ、一市長として、現行法令の枠内で、厚生労働大臣と協定を締結することで、必要かつ具体的な措置を講じることができるように提案するものである。

2 提案内容

(1) 広島市雇用対策協定の締結

生活面で困難・問題を抱えた市民に対する就労支援の充実強化を図るため、広島市と国が、市が行う生活・福祉施策と相まって、共同で雇用対策を推進していくことができるよう、広島市長と厚生労働大臣が、法令、予算等に準拠した雇用対策協定を締結する。

(2) 生活困窮者の就労支援を全区で実現等

上記協定においては、生活困窮者の就労支援の充実強化を図るため、全区役所で生活困窮者の就労支援の共同窓口を設置し、ハローワークと一体となった支援を実施する旨を規定するとともに、協定の内容を実施するため、広島市長が広島労働局長に対し必要な要請をした場合は、労働局長はその要請に迅速に対応する旨も規定する。

(3) 市が職業訓練に積極的に関与

本市が職業訓練に積極的に関与し、地域の実情を反映した就労支援を確実に実施することができるようにするため、公共職業訓練のコース設定等に関する広島労働局、広島県、広島市間の連携体制を構築する。

(4) その他

ア 公労使による雇用対策協定の共同推進

地域の関係者による共同での雇用対策推進体制を確立するため、行政、労働者団体、使用者団体の代表者が参加する協議会を設置する。

イ 市議会への労働局長の出席等

就労支援に関する住民への説明責任を果たすため、広島労働局長は、広島市議会の求めに応じて参考人として市議会に出席するとともに、広島市長と共同で市民への説明を行う。

市と国の共同による住民のための雇用対策の推進

広島市雇用対策協定の締結

- 市長と厚生労働大臣が、法令、予算等に準拠した内容の雇用対策協定を締結。
 - 生活面で困難・問題を抱えた者（若者、高齢者、子育て中の方、障害者、生活困窮者）に対する雇用支援策などについて規定。
 - 共通の事業目標の下、取組を推進する旨規定。
 - 協定の内容を実施するため、市長が労働局長に対し要請した場合は、労働局長は要請に迅速に対応する旨規定。
- ※ 今後、周辺自治体と連携した広域的な雇用対策協定の締結も検討。

生活困窮者の就労支援を全区で実現

- 全区役所（福祉事務所）で生活困窮者（生活保護受給者等）の就労支援の共同窓口を設置。ハローワークと一体となった支援を実現。
- 現在の2区に加え、新たに2区で常設窓口を設置。その他の区では窓口を定期的に関ける。

市が職業訓練に積極的に関与

- 公共職業訓練（委託訓練）のコース設定等に関する広島県、広島市、広島労働局間の連携体制を構築。
- 共同窓口の支援対象者については、市での相談状況も踏まえてハローワークが職業訓練の受講指示等を行う。

公労使による雇用対策協定の共同推進

- 行政、労働者団体、使用者団体の代表者が参加する雇用対策協定推進協議会を設置。
- 地域の関係者が雇用対策協定に基づく雇用対策等を共同で推進する体制を確立。

市議会への労働局長の出席等

- 市議会の求めに応じ労働局長が参考人として市議会に出席。国の立場から雇用対策協定等に係る雇用対策の取組を説明し、質疑も受ける。
- 住民の就職実現のため、市長とともに労働局長も市民に説明。

広島市雇用対策協定

広島市長（以下「甲」という。）及び厚生労働大臣（以下「乙」という。）は、生活面で困難・問題を抱えた住民（若者、高齢者、子育て中の方、障害者、生活困窮者）に対する就労支援の充実強化を図るため、甲が行う生活・福祉施策と相まって、法令・予算等に準拠しつつ、共同で雇用対策を推進していくことができるよう、以下のとおり「広島市雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結する。

（事業目的）

第1条 この協定は、厳しい雇用情勢が続く中、広島市が行う生活・福祉施策その他雇用に関する施策と、広島労働局が行う職業紹介、雇用保険、企業指導その他の雇用に関する施策とが密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、それぞれが実施する施策の内容について、一体的に対策を進めていくための連携・協力の内容などを定め、広島地域の雇用情勢の改善に強力に取り組むことを目的として締結する。

（取組内容等）

第2条 甲及び広島労働局長（以下「丙」という。）は、前条に定める協定の目的を達成するための共通の事業目標の下、具体的な取組の内容及び実施方法を「広島市雇用対策協定に基づく事業計画」（以下「事業計画」という。）に定め、これを推進させるために定期的に協議を行うものとし、必要に応じて改訂を行う。

（就労支援の共同窓口の設置）

第3条 甲及び丙は、生活困窮者の就労支援の充実強化を図るため、全区役所で生活困窮者の就労支援窓口を設置し、公共職業安定所と一体となった支援を実施する。就労支援窓口に係る詳細は、事業計画に定める。

（要請）

第4条 甲は、住民の福祉及び雇用に資する観点から、本協定の内容の実施に関して丙に対して要請することができ、丙は、当該要請について誠実かつ迅速に対応するものとする。

（その他）

第5条 地域の関係者が協定に基づく雇用対策等を共同で推進する体制を確立するため、甲と丙は、行政、労働者団体及び使用者団体の代表者が参加する協議会を設置する。

2 本協定に定めがない事項が生じた場合、又は本協定の内容について改訂する必要がある場合は、その都度、甲及び乙は誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名をして、各自その1通を所持する。

平成25年1月31日

甲 広島市長 松井 一 實

乙 厚生労働大臣 田村 憲久